

2022年（令和4年）10月4日

〒653-0024

神戸長田区浜添通 2-1-2-1

株式会社関西住宅設備

代表取締役 桑原 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 11 号

兵庫県母子会館 2 階 C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

申 入 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「当法人」といいます。）は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

周知のとおり、当法人は、2018年（平成30年）8月3日、貴社が消費者に対して行っていたクーリング・オフに関する不実告知や妨害行為等の特定商取引に関する法律違反行為（以下「本件違法行為」といいます。）につきまして、貴社に対する差止請求訴訟を神戸地方裁判所に提起いたしました。

その後、2019年（令和元年）12月26日、同裁判所にて、貴社は今後消費者に対して本件違法行為を行わない旨を内容とする和解が成立しております。

しかしながら、上記和解成立後も近時に至るまで、貴社が消費者に対し、本件違法行為を引き続き行っているのではないかと疑わせる被害報告が複数上がってきております。

もし本件違法行為が継続されていたとすれば、当法人としては誠に遺憾でありますし、裁判所で確約した和解内容への違反ということになれば、さらなる法的措置を検討せざるを得ません。

当法人としましては、本件違法行為が再び繰り返されることのないよう、貴社に対して上記和解内容を適切に履行していただきたく改めて申し入れます。

あわせて、下記質問事項にご回答いただきたく存じます。本書到着から1か月以内にご返答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本件に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

- (1) 貴社は、インターネット広告やマグネット広告を見た消費者と訪問販売の形式で請負契約をする際、クーリング・オフ制度について具体的にどのようなやり方で説明をしていますか。
- (2) 上記の訴訟上の和解成立後、今日に至るまでの間、契約日から8日以内に消費者からクーリング・オフの通知がされた場合、
 - ① 貴社はクーリング・オフ通知がなされた全ての案件で契約代金全額の返金をしていますか。
 - ② 一部の案件については一部返金しかされていないという場合は、その件数及び一部返金にとどまった理由をご教示ください。
 - ③ 全く返金されないことがある場合は、その理由をご教示ください。
- (3) クーリング・オフ通知がなされたのが契約日から8日を経過していた場合、返金対応に違いはありますか。

以 上